

八郎瀉町耐震改修促進計画

(第3期計画)

【令和8年度～令和12年度】

令和8年4月

秋田県八郎瀉町

八郎潟町耐震改修促進計画（第3期計画）

目 次

- 第1 計画策定の背景及び目的等
 - 1 計画策定の背景
 - 2 計画の位置付け・目的
 - 3 計画期間

- 第2 八郎潟町で想定される地震の規模及び被害の状況
 - 1 八郎潟町で想定される地震
 - 2 想定される被害
 - 3 想定される被害の特徴

- 第3 住宅・公共建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 1 住宅の耐震化の現状と目標
 - 2 公共建築物の現状と目標

- 第4 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 1 耐震化促進に係る基本的な取り組み方針
 - 2 耐震化の促進を図るための支援策
 - 3 安心して耐震診断・改修を行うことができる環境整備
 - 4 地震時の建築物の総合的な安全対策

- 第5 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び 知識の普及
 - 1 耐震化に関する普及啓発
 - 2 地震防災マップの作成・公表及び活用
 - 3 相談体制の整備及び情報提供の充実
 - 4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導
 - 5 家具の転倒防止策の推進
 - 6 町内会等との連携策・取り組み支援

- 第6 その他耐震化促進に関し必要な事項

- 資料 関係法令等一覧及び特定建築物一覧

第1 計画策定の背景及び目的等

1 計画策定の背景

平成7年の阪神・淡路大震災において、昭和56年の建築基準法改正における新耐震設計基準※1以前の住宅・建築物の被害が顕著であったことから、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）が制定されました。

本町では、平成30年5月に「八郎潟町耐震改修促進計画」を策定し、令和3年4月に第2期計画として見直しを行い、建築物の耐震化の促進に努めてきたところですが、全国各地で大規模な地震が相次いで発生し、昭和56年以前の旧耐震基準で建築された建築物に大きな被害が生じている現状を踏まえ、引き続き建築物の耐震化を促進するため、「八郎潟町耐震改修促進計画（第3期計画）（以下「本計画」という。）」を新たに策定することとしました。

2 計画の位置付け・目的

本計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号）第6条第1項に基づき策定する計画であり、「第7次八郎潟町総合計画」及び「八郎潟町地域防災計画」を上位計画として、秋田県耐震改修促進計画との整合性を図りながら、主に昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された住宅・建築物の耐震化の促進に関する、基本的な方向性を示す計画として策定します。

3 計画期間

本計画の計画期間を、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

※1 昭和56年6月1日から施行された建築基準法の構造設計基準のこと。旧耐震基準（昭和56年5月以前）で建てられたものは、それ以降のものに比べて地震に対する安全性が劣っている場合があると考えられます。

第2 八郎潟町で想定される地震の規模及び被害の状況

1 八郎潟町で想定される地震

八郎潟町で想定される地震は、東日本大震災が、これまで想定できなかった連動型の巨大地震だったことを踏まえ、「秋田県地震被害想定調査（平成25年8月）」において秋田県に影響を及ぼすことが想定される27パターンの地震のうち、県及び八郎潟町の最大被害が予想される「天長地震モデル」としました。

（天長地震モデル被害想定対象地区：秋田市、潟上市、八郎潟町、五城目町、井川町）



【出典：秋田県地震被害想定調査報告書】

想定地震断層パラメーター一覧

断層	長さ L (km)	幅 W (km)	深さ d (km)	傾斜 角 δ (°)	走行 角 θ (°)	滑り 量 U (m)	マグニ チュード M	備 考
天長地震モデル	40	20	6	90	200	1.6	7.2	Mは7.0～7.5の中間値を採用、破壊方向は北東から南西へ

【出典：八郎潟町地域防災計画】

2 想定される被害

被害が最大となる「冬の深夜（午前2時）」を想定しています。

天長地震モデルにおける建物・人的・ライフライン被害及び避難者数想定結果

	最大震度	建物被害			人的被害		避難者数
		全壊棟数	半壊棟数	焼失棟数	死者数	負傷者数	4日後
		棟	棟	棟	人	人	人
八郎潟町	6強	918	1,285	2	48	268	2,675

【出典：八郎潟町地域防災計画より一部抜粋】

3 想定される被害の特徴

「秋田県地震被害想定調査報告書」の調査結果によると、以下のような特徴がみられます。

- ◆人的被害のほとんどが建物の倒壊によるものです。
 - ・人的被害（死者及び負傷者）の原因では、建物の倒壊が約9割を占めます。
 - ・秋田県は、現在の耐震基準の導入以前（昭和56年以前）に建築された建築物が過半数であり、被害拡大の要因となっています。
- ◆冬の深夜の被害が最大となります。
 - ・冬期は、積雪による荷重により建物倒壊数が増加します。
 - ・深夜は、日中に比べて避難に時間を要するほか、在宅率が高く、建物倒壊等による人的被害が増加します。
- ◆多数の避難者が発生します。
 - ・建物被害によるほか、断水の長期化等により数万人から十数万人の避難者が発生します。

調査結果は、実際に発生する被害量を予測したものではなく、個々の施設や地点を具体的に評価したものではありませんが、上記の被害想定や近年の全国的な地震被害を踏まえ、建物の倒壊による人的被害を防ぐことはもちろんのこと、さらには、被災後の避難者を受け入れる施設を確実に確保することは重要な課題であり、大地震の発生に備え、建築物の耐震化を進める必要があります。

第3 住宅・公共建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 住宅の耐震化の現状と目標

住宅の耐震化については、令和2年度末時点での耐震化率 64.2%から、令和7年度末の耐震化率 80%を目標とし、住宅の耐震診断及び改修の促進に取り組んできました。

令和7年度末の本町の耐震化は、住宅総数約 1,818 戸（居住世帯）のうち約 1,196 戸（65.8%）が耐震性を有していると推計され、目標には届いていません。

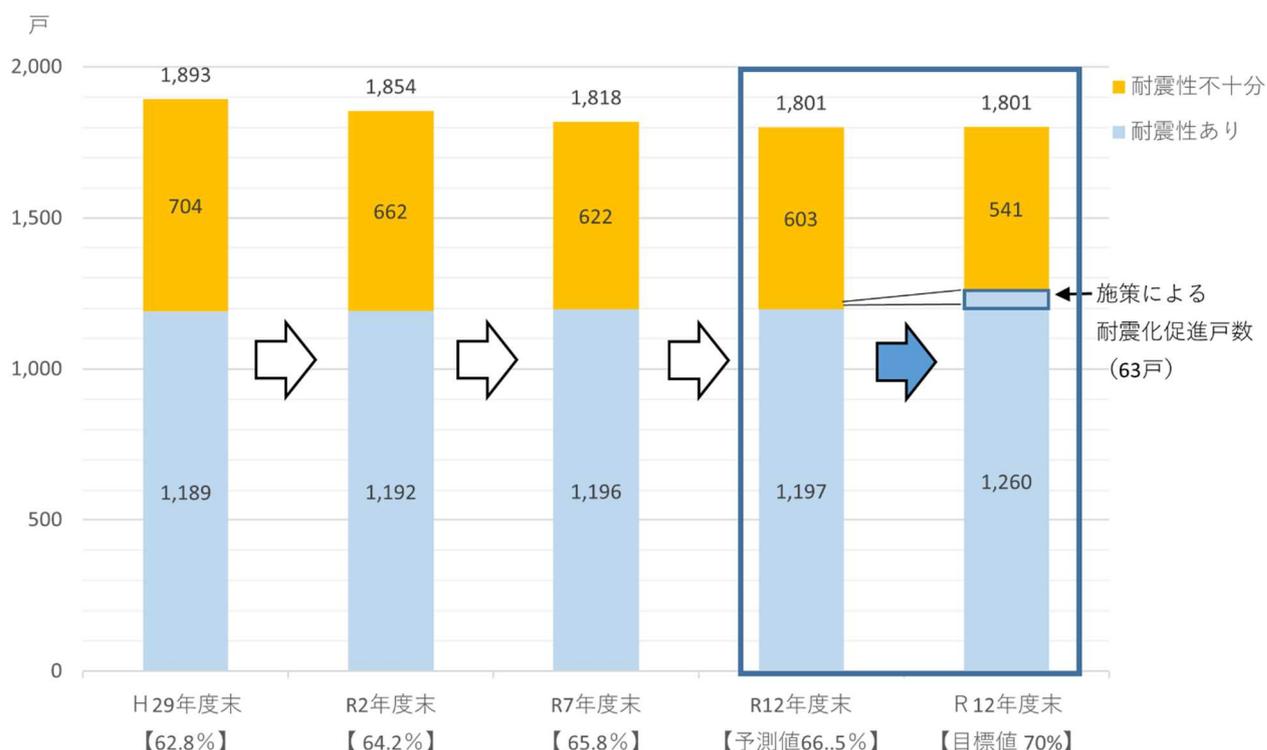
この要因として、人口減少に伴い耐震化率を引き上げる新築・建替などの建設が伸び悩んだことや、耐震改修工事の費用が高く高齢者が工事に踏み切りにくいことなどがあげられます。

本町では、地震による人的被害及び物的被害を軽減させるため耐震化に今後も粘り強く取り組む必要があることから、耐震性を有する住宅の耐震化率を令和 12 年度末まで、70%とすることを目標とします。

R7 年度末	住宅耐震化率	【現状値】	65.8%
R12 年度末	住宅耐震化率	【目標値】	70.0%

（参考：令和 12 年度末の住宅耐震化率の目標値 県・・・95%）

表-3-1 住宅の耐震化の目標及び現状



（令和7年度 八郎潟町課税台帳等により推計）

令和 12 年度末の耐震化率の目標達成に向けて、耐震診断や耐震改修の実施に対する補助制度の普及や住宅耐震化への意識啓発に取り組み、実施率の向上に努めます。

2 公共建築物の現状と目標

公共建築物は、平常時の利用者の安全確保に加え、災害時の災害対策拠点や避難施設として機能する重要な役割を担っています。この役割を果たすため、公共建築物の耐震化を迅速かつ確実に進める必要があります。

公共建築物のうち、八郎潟町の所有する特定建築物^{※1}については、耐震化率 100%を達成しており、引き続き 100%を確保することを目標とします。

八郎潟町における公共特定建築物の内訳として、耐震性を有する新耐震基準のもののほか、昭和56年以前の特定建築物である町民体育館も、耐震補強工事を平成28年9月に行ったことで、耐震化されています。また、第2期計画において耐震化が図られていなかった役場庁舎は、現地建替を行い、令和5年1月に耐震化されました。

町所有公共特定建築物の現状と目標値

区 分	特定建築物総数				耐震化率 (令和7年度) 現 状	耐震化率 (令和12年度) 目 標
	1	S56 以前の 建築物		S56 以降の 建築物		
0		耐震性有 0	0		1	
小中併設校	1	0	0	1	100%	100%
町民体育館	1	0	1	0		
役 場 庁 舎	1	0	0	1		
計	3	0	1	2		

(令和7年度末現在)

※1 地震によって倒壊した場合に、人命への被害や、災害応急対策、避難活動への影響が大きいと想定されるため、特に耐震化を促進する必要がある建築物を指します。具体的には、資料の「特定建築物一覧」を参照ください。

第4 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

1 耐震化促進に係る基本的な取り組み方針

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が、地震による建物の被害が、自らの生命や財産を脅かすだけでなく、地域の安全性に重大な影響を与えかねないことを深く認識する必要があります。具体的には、建物の倒壊による隣接建築物への被害、道路の閉塞、火災の発生など、地域全体への悪影響が想定されます。

このため、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題・地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

住宅・建築物の耐震化を効果的に促進するため、八郎潟町は、住宅・建築物に対する防災意識の向上・啓発に取組み、耐震診断や改修を行いやすい環境の整備や費用負担軽減のための施策を引き続き実施します。また、耐震改修の助成にあたっては、改築（建て替え）、除却（取り壊し）、「リバース60」（リバースモーゲージ型住宅ローン）などの融資制度の活用を検討を県と進めます。

2 耐震化の促進を図るための支援策

建築物の耐震化は、所有者等の責任において実施することですが、耐震診断および耐震改修に必要な費用負担軽減のため、費用の一部の補助を引き続き実施します。

3 安心して耐震診断・改修を行うことができる環境整備

耐震相談窓口を設置し、耐震化を行おうとする方に「秋田県木造住宅耐震診断技術者登録名簿」等の情報を提供するとともに、耐震化の費用や助成制度の内容についての相談に応じ、耐震診断・改修を実施しやすい環境整備に引き続き努めます。

4 地震時の建築物の総合的な安全対策

ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス・天井等の落下防止対策、家具の転倒防止対策など地震時の総合的な安全対策について、啓発活動を引き続き行います。

第5 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

1 耐震化に関する普及啓発

住宅の耐震化を促進するために、旧耐震基準の住宅所有者や高齢者など、ターゲット層に合わせた情報発信を推進し、耐震化の必要性と支援制度の認知度向上を図り、普及啓発に努めます。

2 地震防災マップの作成・公表

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題・地域の問題として意識し、地震防災対策に積極的に取り組むためのものとして、発生のおそれがある地震の概要と、地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）の作成・公表が有効です。

「秋田県地震被害想定調査」による震度分布図や液状化危険度分布図等を活用し、地震防災マップの作成に努めます。

3 相談体制の整備および情報提供の充実

本町では、建築関係者及び建築関係団体との連携を図り、気軽に相談しやすい環境整備・PRに引き続き努めます。

4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

リフォーム工事や増改築は、耐震改修を実施する好機であることから、これらの工事と併せて耐震改修を実施することで得られる費用面でのメリットなどがあります。工事を施工する建築業者及び設計業者への情報提供を行い、リフォーム等に併せた耐震改修の誘導を引き続き行います。

5 家具等の転倒防止策の推進

室内での居住者被害を防ぎ、安全な避難経路を確保するためにも、家具等を固定することは効果の高い地震対策です。町広報やホームページなどを利用し引き続きPRに努めます。

6 町内会等との連携策・取り組み支援

個々の住宅の耐震化が進んでも、周辺の住宅の耐震化が遅れている場合は、地震発生時にその地域全体が被災すると考えられます。地域の人々が「生活の場はみんなで守る」という考え方が重要であり、町内会等での地震防災対策に取り組むことが重要です。地域での取り組みは、地震発生などいざというときに効果的であるばかりでなく、平時においても、地域における危険箇所の改善や地域全体での耐震化などの取り組み効果があります。

当町では、こうした取り組みが行われるよう啓発し、またその活動を積極的に支援する自主防災組織の整備に引き続き努めます。

第6 その他耐震化促進に関し必要な事項

本計画は耐震化の進展状況や社会情勢の変化を勘案し、適宜見直しを行うこととします。

資料 関係法令等一覧及び特定建築物一覧

- ・ 建築物の耐震改修の促進に関する法律
- ・ 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令
- ・ 特定建築物一覧

用途		耐震改修促進法 第14条第1号、第2号 特定既存耐震不適格 建築物の要件	同法第15条第2項 指示対象となる特定既存 耐震不適格建築物の要件	同法附則第3条第1項 ※義務化対象は旧耐震建築物 耐震診断義務化の 対象建築物の要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の 前期課程、若しくは特別支援学校 上記以外の学校	階層 2 以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	階層 2 以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	階層 2 以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む
	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階層 1 以上かつ1,000㎡以上	階層 1 以上かつ2,000㎡以上	階層 1 以上かつ5,000㎡以上
	ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設 病院、診療所 劇場、観覧場、映画館、演芸場 集会場、公会堂 展示場 卸売市場	階層 3 以上かつ1,000㎡以上	階層 3 以上かつ2,000㎡以上	階層 3 以上かつ5,000㎡以上
百貨店、マーケットその他の物品 販売業を営む店舗 ホテル、旅館 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、 寄宿舎、下宿 事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、身体 障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階層 2 以上かつ1,000㎡以上	階層 2 以上かつ2,000㎡以上	階層 2 以上かつ5,000㎡以上	
老人福祉センター、児童厚生施設、 身体障害者福祉センターその他これら に類するもの	階層 2 以上かつ500㎡以上	階層 2 以上かつ750㎡以上	階層 2 以上かつ1,500㎡以上	
幼稚園、保育所	階層 3 以上かつ1,000㎡以上	階層 3 以上かつ2,000㎡以上	階層 3 以上かつ5,000㎡以上	
博物館、美術館、図書館				
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、 ナイトクラブ、ダンスホール その他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他 これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の 用途に供する建築物を除く。）				
車両の停車場又は船舶若しくは 航空機の発着場を構成する建築物で 旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車 の停留又は駐車のための施設				
郵便局、保健所、税務署その他これに 類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に 供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を 貯蔵、処理する全ての建築物	500㎡以上	階層 1 以上かつ5,000㎡以上（敷 地境界線から一定距離以内に存す る建築物に限る）	